

承認第2号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

令和4年度養父市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月2日提出

養父市長 広瀬 栄

専決第2号

令和4年度養父市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

子ども第三の居場所整備事業において、繰越明許費に不足が生じたため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、「令和4年度養父市一般会計補正予算（第10号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

養父市長 広瀬 栄